

生駒市介護老人保健施設
(やすらぎの杜優楽)
指定管理者候補者選定報告書

令和2年1月5日

生駒市介護老人保健施設指定管理者候補者
選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会

1 経緯

指定管理制度により指定管理運営を行っている、生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜優楽」の施設について、指定管理期間が令和2年度末で終了することに伴い、令和3年度から新たに10年間の期間で指定管理者を決める必要があることから、生駒市介護老人保健施設指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を立ち上げ、応募者から提出された申請書類の審査、応募者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を行った。

この度、審査委員会の審査が終了し、候補者を選定したので、この審査結果を報告する。

2 応募者数

1 法人

3 選定経過

(1) 第1回審査委員会（令和2年7月29日）

委員の互選により、委員長を選出し、委員長の指名により副委員長を選出した。また、生駒市介護老人保健施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、生駒市介護老人保健施設業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び選定評価基準について審議した。

(2) 第2回審査委員会（令和2年8月21日）

引き続き募集要項、仕様書及び選定評価基準について審議し、募集内容及び審査方法等を決定した。

(3) 第3回審査委員会（令和2年10月29日）

応募法人について、「生駒市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、生駒警察署に排除措置の対象者に該当するか照会を行い、該当しない回答を得た旨を確認した。

選定評価基準に基づき応募団体から提出のあった書類審査と個別のプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、委員による意見交換、審議を経て、審査委員会として評価を行った。

審査の結果、応募法人が、当審査委員会で定めた最低基準の60点を超える得点であったため、特定医療法人仁悠会を候補者に選定した。

なお、法人の各評価項目の配点及び評価の平均は別紙1のとおりである。

4 総評

候補者は、生駒市が示した「生駒市介護老人保健施設指定管理者募集要項及び業務仕様書」を十分理解し、創意工夫ある事業計画書の提案が行われた。

特定医療法人仁悠会は、現在当該施設を円滑に管理運営しており、事業計画のあり方は、具体的かつ意欲的な提案がなされており、財務状況等についても、令和

3年4月1日以降の指定管理者として問題ないことが認められたので、指定管理者候補者として選定する。

**生駒市介護老人保健施設指定管理者選定
審査結果一覧表**

評価項目	配点			評価点	平均
	評定点	比重	配点		
1 基本的な考え方			125	115	23.0
(1) サービス提供にあたっての基本的な考え方	25	1	25	21	4.2
(2) 施設の管理運営に関する基本的な考え方	25	1	25	24	4.8
(3) 生駒市との連携に関する基本的な考え方	25	1	25	20	4.0
(4) 在宅復帰・在宅療養支援等についての基本的な考え方	25	2	50	50	10.0
2 事業計画			200	179	35.8
(1) 介護老人保健施設の運営に関する事業計画	25	3	75	69	13.8
(2) 自主事業について	25	1	25	21	4.2
(3) 市民サービス、業務水準の向上について	25	1	25	21	4.2
(4) 安全管理及び危機管理について	25	1	25	20	4.0
(5) 組織・人員体制について	25	1	25	25	5.0
(6) 指定期間中の収支計画について	25	1	25	23	4.6
3 事業実績			50	40	8.0
(1) 事業実績について	25	1	25	20	4.0
(2) 財務経営状況について	25	1	25	20	4.0
4 事業の継続性			125	121	24.2
(1) 継続雇用の取組みについて	25	2	50	46	9.2
(2) 指定管理者負担金について	25	3	75	75	15.0
合 計			500	455	91.0